

# こんなトラブルの 相談に乗ります

相談料は無料です (秘密は守られます)

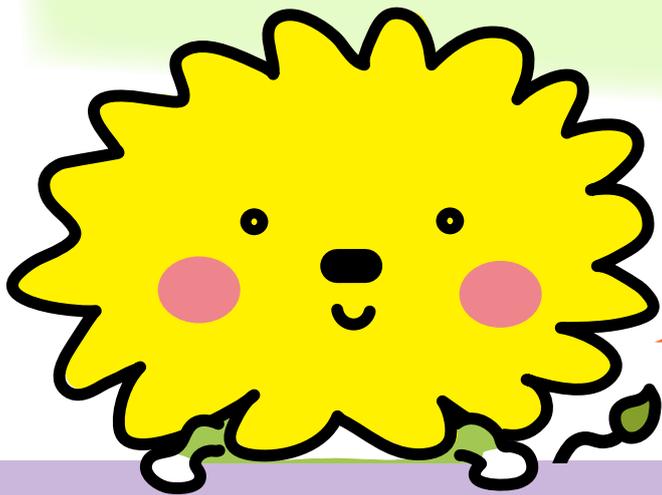
架空請求 はがきやメールで身に覚えのない請求が!

定期購入 1回だけのつもりで注文した商品が毎月届く

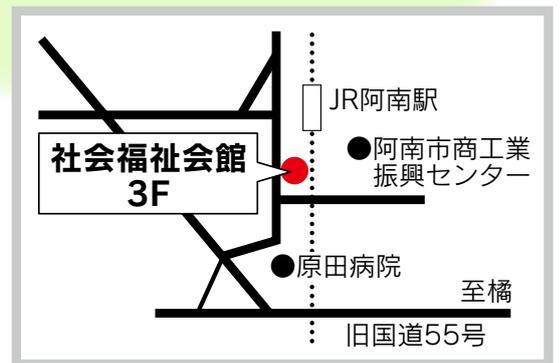
検針票は見せないで 理解しないまま電気の契約切り替えをしてしまった

還付金詐欺 「還付金を返す」と言葉巧みにATMへ足を運ばせ…

日常に起こる消費者と事業者とのトラブルについて相談できます。  
専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについて助  
言します。ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。



ご相談は  
電話または来所で!



困ったな! おかしいな? と思ったらすぐ相談を!

TEL 24-3251

## 阿南市消費生活センター

阿南市富岡町今福寺40番地17 (JR阿南駅前・社会福祉会館 3F)

相談時間: 月~金曜日 9:30~16:30  
休館日: 土・日・祝日・年末年始

消費者ホットライン (全国統一番号) 188

### 出前講座の開催、 DVDの貸出を実施

消費生活センターでは、消費生活に関する疑問や事例などについて、最新情  
報を交えて、わかりやすくお話をさせていただきます。また、DVDの貸出を無料  
で行っております。ご希望の団体等は消費生活センターへお申し込みください。

相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

# 誰でも簡単に稼げる!?

## ネットでのもうけ話 に注意

SNS から、簡単に稼げるというサイトにアクセスした。「1週間に1回5分の作業をするだけで誰でも簡単に稼げる」との説明があり、個人情報を登録した。同様のサイト二つにそれぞれ約2万円ずつデビットカードで支払った。塾費用を稼ぎたいと思い、マニュアル通りにやってみたが収入を得ることはできなかった。(高校生 男性)



### ひとこと助言

自分に  
合ってるか  
検討しよう



阿南市イメージアップキャラクター  
「あななん」

- 簡単にお金を稼ぐ方法等と称する情報（いわゆる情報商材）がインターネットで販売されており、中学生や高校生からも相談が寄せられています。
- 副業サイトやSNSなどで「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。
- 広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないという相談がみられます。情報商材は購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。
- 未成年の契約は、取り消しができるケースもあります。困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

# 18歳から一人で契約できる!

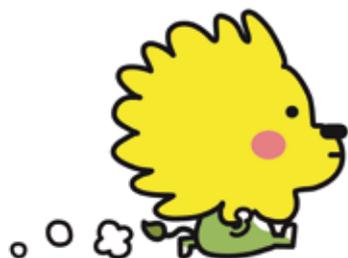
成人になると、保護者の同意なく自分の意思で、様々な契約ができるようになります。

- 契約とは法的な拘束力を持つ約束で、基本的に一方の都合だけでやめることはできません。
- 未成年が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権が行使できますが、成人になって契約した場合は行使できません。
- 新成人、特に18歳で成人になる人たちは、社会経験がまだ浅く様々な勧誘のターゲットになる可能性が懸念されています。

## 新成人の方へ

- 契約するかどうか、誰とどのような内容ややり方で契約するかは、自由に決めることができます。自分にとって本当に必要な契約か、内容を理解し、よく考えて納得したうえで決めることも大切です。
- 自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生します。自由には責任が伴うことを自覚しましょう。

2022年4月から、  
成年年齢が20歳から18歳に  
引き下げられました。



阿南市イメージアップキャラクター  
「あななん」



©Kurosaki Gen

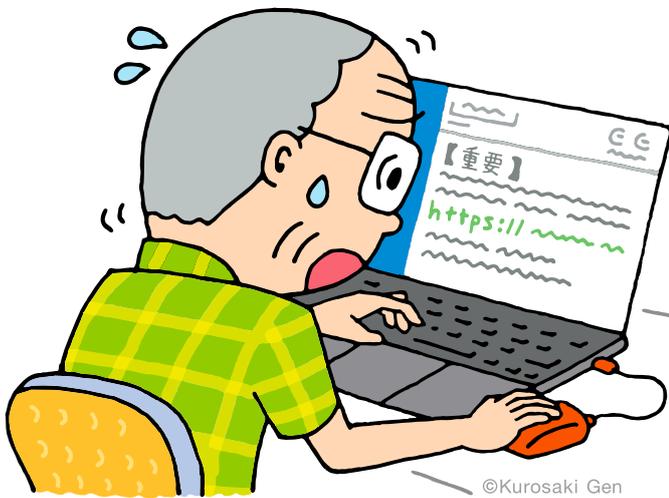
契約について、困ったことがあったら、すぐに**消費者ホットライン** (188) へ相談しましょう。  
お住まいの自治体の消費生活センター等につながります。

# 実在する組織をかたる

## フィッシングメールに注意!

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールが来たので、記載されていた URL をクリックし名前やカード番号などを入力した。その後、約 1 万 7 千円分のカード利用がされていたことが判明した。

(80 歳代 男性)



大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URL をクリックしカード番号などを入力した。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5 万円ほどの買い物をされていた。(70 歳代 男性)

### ひとこと助言

URLに  
アクセスしない!



阿南市イメージアップキャラクター  
「あななん」

- 通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウント ID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。
- メールに記載された URL には安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メール URL にアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。